



## ～米国雇用統計（11月）～

東京海上アセットマネジメント  
投信情報部 岡 圭佑

### 雇用者数の増加ペースは事前予想を大きく下回る

12月4日に米国労働省が公表した11月の雇用統計は、景気動向を敏感に反映する非農業部門雇用者数が前月差+24.5万人（10月：同+61.0万人）と、事前のブルームバーグ調査予想中央値（前月差+46.0万人）を大きく下回った（図表1）。

業種別にみると、小売業（10月：前月差+9.5万人→11月：同▲3.5万人）や飲食業（10月：前月差+19.2万人→11月：同▲1.7万人）が減少に転じたことが、雇用を鈍化させる主因となった（図表2）。政府部門については前月差▲9.9万人（10月：同▲26.7万人）と減少が続いている。国勢調査のために臨時雇用された労働者の減少や、オンライン授業へのシフトを背景とした教育関連職員の減少などを反映したものとみられる。一方、製造業は前月差+2.7万人（10月：同+3.3万人）と増加を維持している。

11月の雇用は引き続き増加したが、12月の雇用統計に対する懸念は高まっている。新型コロナウイルスの感染が急拡大するなか（図表3）、11月以降、飲食店では営業時間の短縮など経済活動が制限されつつあるため、飲食業を中心に更なる雇用の減少が見込まれる。

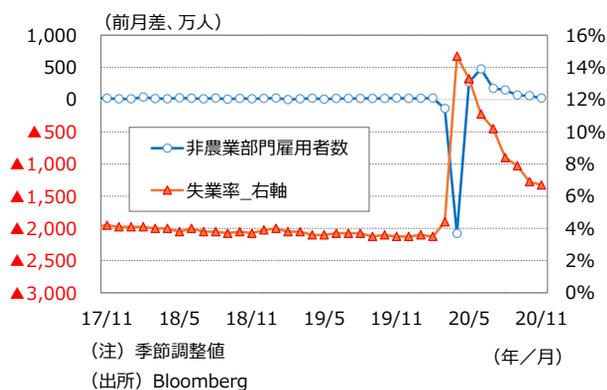
### 失業率は小幅に低下

失業率は6.7%（10月：6.9%）と7カ月連続で低下し、ブルームバーグ調査予想中央値（6.7%）に一致した。もっとも、失業率の改善は労働参加率の低下（10月：61.7%→11月：61.5%）が主因であり、良好な結果とは言い難い（次頁図表4）。平均時給は前月比+0.3%、前年比+4.4%と事前のブルームバーグ調査予想中央値（前月比+0.1%、前年比+4.2%）を上回った。

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。  
※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

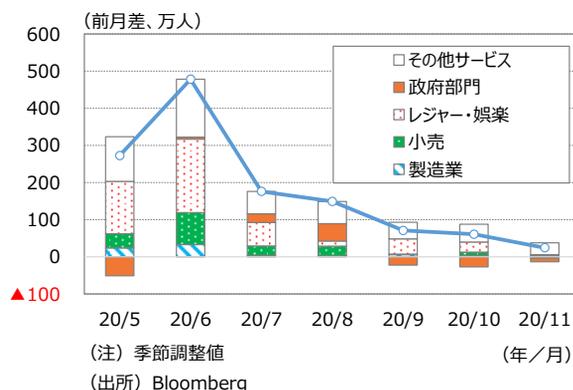
【図表1 非農業部門雇用者数と失業率】

2017年11月～2020年11月、月次



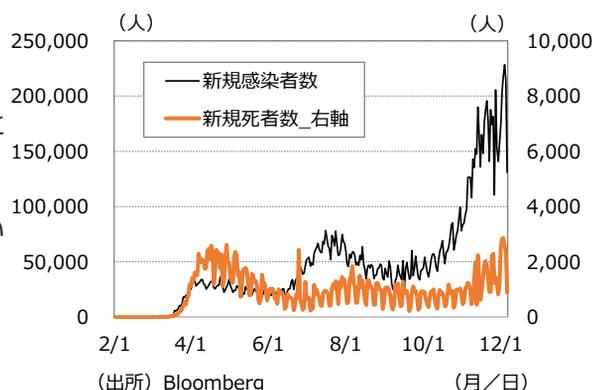
【図表2 非農業部門雇用者数の増減要因】

2020年5月～11月、月次



【図表3 新型コロナウイルスの感染状況】

2020年2月1日～12月6日、日次



(次頁へ続く)

## 労働市場の悪化で、追加経済対策の早期成立期待も

11月の雇用統計は事前予想を上回った10月から一転して、大きく減速する格好となった。11月以降、新型コロナウイルスの感染急拡大を受けて、飲食店では営業時間短縮など経済活動を抑制する措置が実施されており、12月の雇用統計は厳しい結果となることが想定される。

米国議会では、引き続き追加の経済対策に関する協議を続けており、12月の雇用統計で労働市場の悪化が鮮明となれば、追加の経済対策の合意を迫る圧力となる可能性もあろう。

【図表4 労働参加率】  
2017年11月～2020年11月、月次



※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。  
※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

## 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

## 投資信託に係る費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3% (税込)
  - 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
  - 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 年率上限2.035% (税込)  
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
  - その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

### <ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

## 東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016  
(土日祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。